

議会改革特別委員会 検討結果シート

請願・陳情者の委員会での発言及びフリースピーチ制度

議長manifestoにおいて示され、当委員会において検討することとされた。

【経緯】

議会活動において区民の声を直接聴取するという観点から、両制度について、協議を重ねた結果、以下のとおり取り扱うこととする。

【結論】

請願・陳情者の委員会での発言については、請願について実施することとし、別紙1のとおり取り扱う。また、本制度実施に伴い、「墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例」を別紙2のとおり委員会提出議案により改正する。

なお、フリースピーチ制度については、より多くの区民の声を吸い上げるといった、墨田区議会基本条例第19条第1項の規定による「区民参加の推進」の観点から、重要な取組ではあるが、先進自治体への調査（管外行政調査）でも論点となったが、フリースピーチで述べられた意見の取扱い等に課題があることから、引き続き他自治体の動向なども注視しながら、検討・研究をしていくべき課題であり、来年度への申し送り事項とする。

令和7年度、議会改革特別委員会において、引き続き調査・研究した結果、フリースピーチで述べられた意見の取扱いや政策目的の明確化等について、課題もあることから、今期中に全会一致を得ることは難しいと考える。よって、今期中の検討は行わないこととし、来期への申し送り事項とする。